

令和3年度調達改善計画の年度末自己評価概要
(対象期間：令和3年4月1日～令和4年3月31日)

総務省

令和3年度の調達改善計画で記載した事項毎に、以下のとおり概要を記述する。

I. 1. 一者応札改善のための取組（総務本省及び地方支分部局等の取組）

一般競争入札の充実を図り、競争性をより一層確保するため、一者応札改善の取組を行う。

(1) 全ての調達の改善取組

① 公告期間等の改善

- ・調達要求部局において執行計画及び執行管理シートを作成し、契約担当部局において進捗管理を行うことで、早期契約、執行期間の確保に努めた。
- ・一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合評価落札方式案件または企画競争及び公募案件について、公告期間20日間以上の確保に努めた。
- ・一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合評価落札方式案件または企画競争案件のうち、前回調達で一者応札又は一者応募だった調達案件については、原則公告期間30日間の確保に努めた。
- ・調達予定案件をホームページで公表し、情報提供に努めるとともに、併せてSNSでも発信した。

② 仕様内容の充実

- ・調達部局において、過去に実績のある者しか応札できないような仕様とならないよう、又、特定の者が有利になる仕様とならないよう、複数の者が参加可能な仕様書の作成に努め、契約担当部局に合議し、審査を行った。
- ・調達部局において、役務調達等の年間契約に際して、新規参入者の参入を阻害しないよう既存事業者との業務の引き継ぎ、ノウハウの蓄積のための十分な準備期間の確保を明記するなど仕様内容の充実に努め、契約担当部局に合議し、審査を行った。
- ・調達部局において、入札要件を設定する際、真に調達に必要な要件であるか検討を行い、契約担当部局に合議し、審査を行った。

③ 仕様書の中立性の確認等

- ・仕様内容の中立性について、契約担当部局に合議し審査を行っている。また、合議文書に複数者の見積書の添付を義務付けることで、仕様書の内容の特殊性を排除し汎用的なものとなるよう努めつつ、審査においても、競争が確保されるよう重ねて精査を行うことで、仕様内容の中立性の確認を行った。

④ 一者応札の検証

- ・一者応札となった案件について、電子調達システムにより入札説明書等をダウンロードしたものの入札不参加となった者に対して契約担当部局からアンケートを実施するとともに、調達部局において見積書を取得したものの入札不参加となった者に対しては調達部局から直接当該者にヒアリングを実施し、入札に参加しなかった理由を把握、分析し、関係者間で共有するなど、一者応札の検証、改善策の検討を行った。

- ・一者応札改善のための取組の実効性をより高めるための方策として、「新規参入拡大のための基本的確認事項」及び「一者応札検証結果等を踏まえて今回改善を実施する取組」を調達前に事前チェックする等の手続を定めた（9月制定 11月から実施）。
 - ・総務省契約監視会を開催し（7月及び3月）、一者応札となった調達を含む契約について、外部有識者の事後チェックを受け、調達の透明性の確保等を図った。
- ⑤ 電子調達システムによる調達推進
- ・「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、行政手続における書面規制・押印、対面規制の抜本的な見直しが求められていることを踏まえ、入札・契約手続における電子調達システムの利用徹底に努めた。
 - ・電子調達システムの普及啓発のため、パンフレットの配布、インターネットによる周知に努めた（民間側利用者講習会は11月開催、省庁側利用者講習会については研修動画により10月に実施）。

◇取組の効果

- ・一者応札率（本省・地方）：28.6%
平成30年度～令和2年度までの3ヶ年の平均：27.1%
令和2年度：29.1%
- ・上半期契約締結率（本省・地方）：61.7%（令和2年度：64.5%）
※上半期に契約を締結した割合（一般競争入札）
- ・前年度1者応札の案件で30日間以上の公告を行った83件のうち16件が複数者応札となった。
- ・電子調達システム利用状況
電子応札率（本省・地方）：63.4%（令和2年度：50.5%）
電子契約率（本省・地方）：22.7%（令和2年度：14.6%）
※電子応札率＝電子応札者数／応札者数 ※電子契約率＝電子契約者数／契約件数

◇今後の取組

一者応札率については、前年度から比べて0.5%改善したことから、引き続き各取組の実施を徹底する。

また電子応札率及び電子契約率については、前年度から着実に向上したことから、引き続き取組を継続する。

（2）調査・調査研究経費に係る調達

- ① (1)の取組の徹底
- ② 総合評価落札方式の採用

- ・専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については、価格以外での競争を可能とするため、総合評価落札方式の採用に努めた。
- ・選定基準及び選定過程の明確化、選定結果の透明化の確保のため、評価項目の設定のほか、審査者の選定（担当課室以外の管理者や外部有識者の活用等）について、会計

課で定めた基準に合致しているか、契約担当部局に合議し審査を行った。また、技術点の審査方法について、合議審査によらず、各審査者は個人で採点し、その後全審査者分の評価を取りまとめて採点するよう定められたルールに基づき、調達部局において審査を行った。

◇取組の効果

- ・総合評価落札方式実施件数（本省・地方）：307件（令和2年度：355件）

◇今後の取組

引き続き、（1）の取組を徹底するほか、専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については、総合評価落札方式の採用に努める。

(3) 情報システムに係る調達

① (1)の取組の徹底

② 外部有識者の活用

- ・CIO補佐官との相談結果について会計課合議文書にその評価内容書等を添付することを徹底した。
- ・総合評価落札方式の調達案件についてCIO補佐官を評価者に含めることを徹底した。
- ・入札結果や一者応札の分析結果等をCIO補佐官に提供し、CIO補佐官の評価内容書を会計課が確認することにより、個々の情報システムの課題について相互に共有した。

③ 総合評価落札方式の採用

- ・仕様内容に専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については、価格以外での競争を可能とするため、総合評価落札方式の採用に努めた。

◇取組の効果

- ・総合評価落札方式実施件数（本省・地方）：33件（令和2年度：32件）

◇今後の取組

引き続き、（1）の取組を徹底するほか、CIO補佐官を活用するとともに、専門的知識、技術及び創意等に相当程度の差異が生じる案件については、総合評価落札方式の採用に努める。

I . 2. 随契の見直し（総務本省及び地方支分部局等の取組）

① 競争性のある契約への移行の検討

- ・競争性のない随意契約、企画競争又は公募による随意契約について、契約担当部局に合議し審査を行い、要件を満たしたもののみ実施に努めた。

◇取組の効果（件数及び全契約件数に占める割合）

①競争性のない随意契約件数（本省・地方）及び契約締結率：208件（11.6%）

（令和2年度 同契約件数及び同率：209件（11.0%）

※競争性のない随意契約締結率＝競争性のない随意契約件数/全契約件数

②企画競争による随意契約件数（本省・地方）及び契約締結率：395件（22.1%）

（令和2年度 同契約件数及び同率：453件（23.8%））

※企画競争による随意契約締結率＝企画競争による随意契約件数/全契約件数

③公募による随意契約件数（本省・地方）及び契約締結率：102件（5.7%）

（令和2年度 同契約件数及び同率：103件（5.4%））

※公募による随意契約締結率＝公募による随意契約件数/全契約件数

◇今後の取組

引き続き、各取組を徹底し、総務本省で実施した取組を地方支分部局等へ拡大する。

II. 共通的な取組について

1. 調達改善に向けた審査・管理の強化（総務本省及び地方支分部局等の取組）

上記I参照

◇取組の成果

上記I 取組の成果参照

◇今後の取組

引き続き、各取組を徹底し、総務本省で実施した取組を地方支分部局等へ拡大する。

2. 地方支分部局等における取組の推進（地方支分部局等の取組）

① 一者応札改善のための取組

上記I 1参照

② 随意契約の見直し

上記I 2参照

◇取組の効果

・一者応札率（地方）：26.5%

平成30年度～令和2年度までの3ヶ年の平均：22.5%

令和2年度：24.3%

・随意契約（件数及び全契約件数に占める割合）

競争性のない随意契約（地方）：102件/15.5%

（令和2年度 96件/13.6%）

企画競争による随意契約（地方）：48件/7.3%

（令和2年度 69件/9.7%）

公募による随意契約（地方）：51件/7.7%

（令和2年度 51件/7.2%）

◇今後の取組

引き続き、各取組を徹底し、総務本省で実施した取組を地方支分部局等へ拡大する。

3. 電力調達・ガス調達の改善（総務本省及び地方支分部局等の取組）

- ・調達要求部局は、入札業者の拡大のため、調達実施可能な電気事業者及びガス事業者に対して、声掛けを積極的に行った。また、公告期間を20日以上とすることを徹底した。
- ・再エネ比率30%以上の電力調達について、10官署中6官署で実施。

III. その他の取組について

1. 共同調達（総務本省及び地方支分部局等の取組）

汎用的な物品等の調達については、他省庁との共同調達を引き続き推進することで、事務効率化、契約金額の低廉化及び経費節減に努めた。

2. オープンカウンター方式の活用（地方支分部局等の取組）

各地方支分部局等の実情を踏まえ、オープンカウンター方式の更なる拡大を行うことで、事務効率化、契約金額の低廉化及び経費節減に努めた。

3. その他（総務本省の取組）

① 旅費業務の効率化

- ・ICカード乗車券利用については、継続して実施した。
- ICカード乗車券使用について、利用後に管理台帳を必ず記入させて管理を徹底した。

② 国庫債務負担行為の活用

- ・令和4年度予算要求において、複数年度に渡る契約が可能な案件については、国庫債務負担行為の活用の検討を行い予算要求する。

③ クレジットカード決済による調達の推進

- ・水道料金、公用車のETC料金、外国出張先での経費について、継続してクレジットカード払いを実施した。

④ 会計事務職員等のスキルアップの取組

- ・省内の会計事務新任者対象に会計事務の基礎となる知識の習得、能力向上を図るために研修を10月に実施。

重点的な取組、共通的な取組

令和3年度調達改善計画								令和3年度年度末自己評価結果(対象期間:4月1日～3月31日)									
重点的な取組	共通的な取組	取組の項目	具体的な取組内容	重点的な取組の選定理由	難易度	取組の開始年度	取組の目標 (原則、定量的に記載)	目標達成予定期	難易度	取組の開始年度	実施した取組内容	進捗度	取組の効果(どのようにして、どうなったか)		実施において明らかとなつた課題等	今後の計画に反映する際のポイント	
													定量的	定性的			
○	○	III. 1. 一者応札改善のための取組(総務本省及び地方支分部局等の取組)	一般競争入札の充実を図り、競争性をより一層確保すること等により、調達の透明性、契約金額の低廉化を図る必要があるため。	引き継ぎ、競争性をより一層確保すること等により、調達の透明性、契約金額の低廉化を図る必要があるため。	/	/	一者応札率が過去3年年の平均を下回ることを目標とし、経費削減を図る。(平成30年度から令和2年度平均:27.1%)。	/	/	/	下記のとおり	/	一者応札率(本省・地方):28.6% 【参考】 ・平成30年度～令和2年度までの3ヶ年の平均:27.1% ・令和2年度:29.1%	/	随時	前年度に比べて一者応札率が0.5%改善したものの、引き続き取組が必要。	引き続き実施。
		(1) 全ての調達の改善取組	① 公告期間等の改善 ア. 複数の者が気軽に参加できるように、早期の契約、準備期間及び執行期間を確保できるように努める。 イ. 公告期間の延長 一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合評価落札方式案件または企画競争及び公募案件は、公告期間20日間以上の確保とする。 また、上記以外の案件については、可能な限り公告期間は10日間を超えた期間を確保するよう努める。 ウ. 前回一者応札の公告期間の延長 一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合評価落札方式案件または企画競争案件のうち、前回調達で一者応札又は一者応募だった調達案件については、原則公告期間を30日間とする。 エ. 調達予定案件中の情報提供の充実等 調達予定案件を毎年度各契約担当部局においてホームページ公表するとともに、SNSを通じて積極的に情報発信を行う。	前年度の上半期契約締結率を上回ることを目標とする。(令和2年度:64.5%)	A	H24: 本省 H29: 地方 ※本省においてR2から実施(下線部)	年度末	A	H24: 本省 H29: 地方	・調達要求部局において執行計画及び執行管理シートを作成し、契約担当部局において進捗管理を行うことで、早期の契約、準備期間及び執行期間の確保に努めた。 ・一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合評価落札方式案件または企画競争及び公募案件について、公告期間20日間以上の確保に努めた。 ・一般調達案件の予定経費1,500万円以上、総合評価落札方式案件または企画競争案件のうち、前回調達で一者応札又は一者応募だった調達案件については、原則公告期間30日間の確保に努めた。 ・調達予定案件を総務省HPに公表し、情報提供に努めるとともに、併せてSNSも発信した。(4月、10月)	A	・上半期契約締結率(本省・地方):61.7% 【参考】 ・平成30年度～令和2年度までの3ヶ年の平均:62.1% ・令和2年度:64.5% ・対象の調達案件について、20日間以上の期間を確保し、公告を行った。	/	随時	継続的な取組が必要。	引き続き実施。	
		② 仕様内容の充実	ア. 複数の者が気軽に参加できるよう調達期間について十分に配意することとし、調達要求部局から期間の執行計画を提出させ、契約担当部局において適切に進捗管理を行う。 イ. 過去に実績のある者しか応札できないような仕様とならないよう、又、特定の者が有利になる仕様とならないよう、仕様書を記載し複数の者が参加可能な仕様とする。 ウ. 役務調達等の年間契約において、新規参入者の参入を阻害しないよう既存事業者の業務の引き継ぎ、ノウハウの蓄積のための十分な準備期間の確保を明記するなど仕様内容を充実させる。 エ. 入札要件について、真に調達に必要な要件であるか検討を行う。	全ての調達について、②から⑦の要件を満たすよう取組を行う。 特に「③ 仕様書中立性の確認」の取組において、調達要求部局において、調達要件において、仕様書添付の徹底を図り、更なる仕様内容の中立性の確保に努める。	A	H24: 本省 H30: 地方		A	・調達要求部局において執行計画及び執行管理シートを作成し、契約担当部局において進捗管理を行うことで、早期の契約、準備期間及び執行期間の確保に努めた。 ・仕様内容の充実(イ～エ)について、契約担当部局に合議し審査を行い、仕様内容の充実を図った。	A	・調達要求部局において執行計画及び執行管理シートを作成し、契約担当部局において進捗管理を行うことで、早期の契約、準備期間及び執行期間の確保に努めた。 ・仕様内容の充実(イ～エ)の取組により、調達の公平性、透明性、競争性の確保に寄与した。	/	随時	継続的な取組が必要。	引き続き実施。		
		③ 仕様書中立性の確認	前年度までの取組を踏まえ、更なる仕様内容の中立性の確保のため、契約担当部局への合議文書に、複数者からの見積書の添付を義務付けることで、仕様書の内容の特徴性を排除し汎用的なものとなるよう努めつつ、審査においても、競争が確保されるよう重ねて精査を行うこと、仕様内容の中立性の確認を行う。	H24: 本省 H30: 地方		H24: 本省 H30: 地方		A	仕様内容の中立性について、契約担当部局に合議し審査を行っている。また、合議文書に複数者の見積書の添付を義務付けることで、仕様書の内容の特徴性を排除し汎用的なものとなるよう努めつつ、審査においても、競争が確保されるよう重ねて精査を行うこと、仕様内容の中立性の確認を行った。	A	仕様書中立性を確保することにより、調達の公平性、透明性、競争性の確保に寄与した。	/	随時	継続的な取組が必要。	引き続き実施。		
		④ 契約額の適正化及び低廉化	前年度までの取組を踏まえ、更なる経費節減及び適正な予定価格算定のため、上記③の見積書、さらに調達要求部局での経費算出調書の添付を義務付け、予定価格算出の資料として活用し契約金額の適正化及び低廉化を図る。	H29: 本省 H30: 地方		H29: 本省 H30: 地方		A	調達要求部局による見積書や経費算出調書の添付を徹底させることで、適正な所定経費の算出に努めている。	A	調達要求部局による所要経費算出の時点での客観性、合理性のある価格を設定することにより、契約額の適正化及び低廉化に寄与した。	/	随時	継続的な取組が必要。	引き続き実施。		
		⑤ 事前審査	ア. 全ての調達案件においては、原則、契約担当部局に合議して、Ⅲ. 1. の全ての取組内容が適正に行われているかチェックを徹底し、事前審査を行う。 イ. 数多くの取引価格の比較がインターネット及び刊行物を利用して容易にできる大量生産について、市場価格よりも大幅に高額で調達しているケースがないかチェックし、合理的理由の存否を確認する。	H24: 本省 H30: 地方 ※1本省においてR2から実施※2本省においてR3から実施		H29: 本省 H30: 地方		A	契約担当部局に合議し審査を行っている。インターネット等を利用して、市場価格の把握に努め、適正な予定価格の設定に努めた。	A	契約担当部局による審査を徹底することにより、Ⅲ. 1. の取組内容の確実な実施を図ることができた。	/	随時	継続的な取組が必要。	引き続き実施。		
		⑥ 一者応札の検証	ア. 結果として一者応札となった調達について、契約担当部局において、原因究明を行なう。 イ. 類似の案件で前年度に一者応札の案件について、原因を点検することにより競争性のある調達の実施に反映させるため、入札説明書等を受け取った者であればに参加しなかつた者に対して、アンケート調査を実施し入札に参加しなかつた理由を把握、分析し、関係者間で共有するとともに次回の調達時に改善策を反映させる※。 ウ. 一者応札が継続している案件については、特定の設備や技術が必要であると認められるものは、公募隨契への移行を検討する。また、公募隨契への移行にあたっては、総務省契約監視会の意見を聴取し、見積額の審査を行ななど、調達の透明性の確保、契約金額の低廉化を図る。※2	H24: 本省 H30: 地方 ※1本省においてR2から実施※2本省においてR3から実施		H24: 本省 H30: 地方		A	・一者応札となった案件について、電子調達システムにより入札説明書等をダウンロードしたものの入札不参加となった者に対して、契約担当部局からアンケートを実施するとともに、調達部局において見積書を取得したものの入札不参加となった者に対しては、調達部局から直接該当者にヒアリングを実施し、入札に参加しなかつた理由を把握、分析し、関係者間で共有するなど、一者応札の検証、改善策の検討を行なった。 ・一者応札改善のための取組の実効性をより高めるための方策として、「新規参入拡大のための基本的確認事項」及び「一者応札検証結果等を踏まえて今回改善を実施する取組」を調達前に事前チェックする等の手続を定めた(9月制定 11月から実施)。	A	・入札不参加者へのアンケート又はヒアリングを行い、その理由を検証することで、改善策の検討に資することができた。 ・一者応札検証結果等を踏まえた改善方策の調達前事前チェックについては、今後適切に取り組むことにより、効果を期待するところ。	/	随時	継続的な取組が必要。	引き続き実施。		
		⑦ 事後審査・管理	ア. 一者応札となった調達について、総務省契約監視会における外部有識者の意見を求める。 イ. 上記アに基づいて改善策を取りまとめの上、契約担当部局及び調達要求部局で通知し次回の調達の際の参考とするよう要請を行う。	H29: 本省 H30: 地方		H29: 本省 H30: 地方		A	総務省契約監視会を開催し(7月及び3月)、一者応札となった調達を含む契約について、外部有識者の事後チェックを受け、調達の透明性の確保等を図った。	A	・競争性を確保する意識等の醸成に資することができた。	/	随時	継続的な取組が必要。	引き続き実施。		

		②企画競争や公募については、一般競争入れと比して、これらの方によるとの妥当性、一般競争への移行の可否等について検討を行う。	H24:本省 H30:地方	契約総件数に占める企画競争及び公募随意契約の比率が前年度を下回ることを目標とする。 (令和2年度企画競争:23.8% 公募随意契約:5.4%)	年度末	H24:本省 H30:地方	企画競争については、価格競争になじまない場合に、公募については、行政目的達成のための条件等を公表し、請負相手方が唯一であることを確認した場合に限り実施した。	A	企画競争随意契約(本省・地方):395件(22.1%) 【参考】 ・平成30年度～令和2年度までの3ヶ年の平均:522件/26.9% ・令和2年度:453件/23.8% 上半期公募随意契約(本省・地方):102件(5.7%) 【参考】 ・平成30年度～令和2年度までの3ヶ年の平均:103件/5.3% ・令和2年度:103件/5.4%	—	随时	継続的な取組が必要。	引き続き実施。		
○	IV. 1. 調達改善に向けた審査・管理の強化(総務本省及び地方支分部局等の取組)	調達改善に向けた審査・管理の強化については、上記Ⅲ. 1及びⅢ. 2により取組を実施する。	A	H30	上記Ⅲ. 1. (I). ⑤により実施する。	年度末	A	H30	—	A	—	—	随时	継続的な取組が必要。	引き続き実施。
		②事後審査・管理 上記Ⅲ. 1. (I). ⑦により実施する。	A	H30	上記Ⅲ. 1. (I). ⑦により実施する。		A	H30	—	A	—	—	随时	継続的な取組が必要。	引き続き実施。
		③検証 ア. 上記Ⅲ. 1. (I). ⑤から⑦の取組が、十分に連携が図れながら、効果的に運用されているかについて、官房会計課が検証する。 イ. 上記Ⅲ. 1. (I). ⑤から⑦の取組及びⅢ. 2の取組において、改善の効果的が見込める取組については、官房会計課が取りまとめし、省内で情報共有する。	A	H30	上記Ⅲ. 1. (I). ⑤から⑦の取組が、十分に連携が図れながら、効果的に運用されているかについて、官房会計課が検証を行なう。 上記Ⅲ. 1. (I). ⑤から⑦の取組及びⅢ. 2の取組において、改善の効果的が見込める取組については、官房会計課が取りまとめし、省内で情報共有する。		A	H30	—	A	—	—	随时	継続的な取組が必要。	引き続き実施。
○	IV. 2. 地方支分部局等における取組の推進(地方支分部局等の取組)	(1)一者応札改善のための取組 (再掲 上記記載のⅢ. 1)	上記記載のⅢ. 1のとおり取組を実施	引き続き、競争性をより一層確保すること等により、調達の透明性、契約金額の低廉化を図る必要があるため。	A	H30	上記記載のⅢ. 1のとおり取り組みを実施	年度末	A	一者応札率(地方):26.5% 【参考】 ・平成30年度～令和2年度までの3ヶ年の平均:22.5% ・令和2年度:24.3%	—	—	随时	継続的な取組が必要。	引き続き実施。
○	○	(2)随意契約の見直し (再掲 上記記載のⅢ. 2)	上記記載のⅢ. 2のとおり取組を実施	競争性をより一層確保すること等により、調達の透明性、契約金額の低廉化を図る必要があるため。	A	H30	上記記載のⅢ. 2のとおり取り組みを実施	年度末	A	競争性のない随意契約(地方):102件/15.5% 【参考】 ・平成30年度～令和2年度までの3ヶ年の平均:105件/14.8% ・令和2年度:96件/13.6% 企画競争随意契約(地方):48件/7.3% 【参考】 ・平成30年度～令和2年度までの3ヶ年の平均:104件/14.6% ・令和2年度:69件/9.7% 公募随意契約(地方):51件/7.7% 【参考】 ・平成30年度～令和2年度までの3ヶ年の平均:54件/7.6% ・令和2年度:51件/7.2%	—	—	随时	継続的な取組が必要。	引き続き実施。
○	IV. 3. 電力調達・ガス調達の改善(総務本省及び地方支分部局等の取組)	電力及びガスの小売全面自由化により、①調達要求部局は、入札業者の拡大のため、調達実施可能な電気・ガス事業者に対して、声がけを積極的に行なう。 ②公告期間を20日以上とすることを徹底する。 ③複数庁舎間での共同調達の検討を行う。特に電力の調達については、異なる一般送配電事業者の供給区域にある施設を一つの契約にまとめた電力調達の実施を検討する。 ④電力の調達については、「再生可能エネルギー比率30%以上の電力の調達を実施する」。	A	H29 R3から実施(下線部)	前回調達の契約金額を下回ることを目標とし経費削減を図る。	年度末	A	H29	調達要求部局は、入札業者の拡大のため、電気・ガス事業者に対して声かけを積極的に行なうと共に、公告期間20日以上の確保に努めた。 ・電力の調達について、異なる一般送配電事業者の供給区域にある施設間での共同調達の実施について検討中。 ・再エネ比率30%以上の電力調達について、10管署中6管署で実施。	A	・契約金額の実績については、年度末自己評価にて集計 ・異なる一般送配電事業者の供給区域にある施設間での共同調達の実施について検討中。 ・再エネ比率30%以上の電力調達について、10管署中6管署で実施。	—	随时	継続的な取組が必要。	引き続き実施。

【難易度】

「調達改善の取組指針」を踏まえて、取組ごとに以下の指標に基づき難易度を設定。

・A+:効果的な取組

・A:発展的な取組

・B:標準的な取組

その他の取組

調達改善計画		令和3年度年度末自己評価結果(対象期間:4月1日～3月31日)			
具体的な取組内容	新規 継続 区分	特に効果があつた と判断した取組	取組の効果 (どのようなことをして、どうなったか)		定性的
			定量的	定性的	
1. 共同調達(総務本省及び地方支分部局等の取組)	継続	-	-	-	-
汎用的な物品である備品・消耗品及び汎用的な役務である雑役務の調達については、他省庁との共同調達を引き続き推進する。 ①共同調達の更なる推進を図る。 ②調達の回数を減らすことにより事務効率化を図る。 ③更なる品目の追加を図る。 ④更なる共同調達を行う官署を追加する。	継続	国土交通省及び警察庁と共同で調達を実施。 ●実施状況 ・紙類: 208,472円 ・蛍光灯: 471,955円 ・トイレットペーパー: 1,701,979円 ・速記: 20,958,806円 ・クリーニング: 47,777円	-	-	引き続き共同調達を実施、推進することで、経費削減を図る。
2. オープンカウンタ方式の活用(地方支分部局) 各地方支分部局等の事情が異なることから、活用のメリット、デメリットを検討の上、少額の調達が多数を占める支分部局では拡大を行う。 ①既に活用している契約担当課室は、改善の検討を行う。 ②未活用の契約担当部局は、活用の検討を積極的に行う。	継続	-	-	-	各地方支分部局等の状況に応じオープンカウンタ方式の活用を図る。
3. その他(総務本省の取組)					
①旅費業務の効率化 ICカード乗車券の利用を促進し、効率的な旅費業務を行う。	継続	ICカード乗車券を活用し効率的な旅費の管理を実施。	-	-	引き続きICカード乗車券を利用することにより、事務効率化が図る。
②国庫債務負担行為の活用 複数年度にわたる契約を行うことにより、調達価格の低減が期待できる案件について、国庫債務負担行為の検討を行う。	継続	令和4年度予算要求において検討	-	-	引き続き調達価格の低減が期待できる案件について、国庫債務負担行為として予算要求を行う。
③クレジットカード決済による調達の推進 海外出張、高速料金及び公共料金(水道)の支払いについて、事務効率化の観点からクレジットカード決済による調達を実施する。	継続	水道料金、公用車のETC料金、外国出張先での経費について、対象となる費用を限定し、厳格な管理の下、クレジットカード払いを行っている。	-	-	引き続きクレジットカード決済による事務の効率化を図る。
④会計事務職員のスキルアップの取組 ・契約事務・会計事務について、必要な研修を実施する。 ・調達マニュアルの充実化を図る。	継続	・省内の会計事務新任者対象に会計事務の基礎となる知識の習得、能力向上を図るための研修を10月に実施。	-	-	引き続き研修の開催等を通じて会計事務職員のスキルアップを図る。

外部有識者からの意見聴取の実施状況

(対象期間:4月1日~9月30日)

外部有識者の氏名・役職【有川 博 日本大学総合科学研究所教授】 意見聴取日【6月21日】

意見聴取事項	意見等	意見等への対応
○実施した取組内容 ○取組の更なる推進を図る観点	・一者応札改善のための取り組みの④一者応札の検証について 9月制定、11月から実施されている「新規参入拡大のための基本的確認事項」及び「一者応札検証結果等を踏まえて今回改善を実施する取り組み」を調達前にチェックする手続きは、継続して、かつ、実効性のある方法で実施されて初めて効果的なものになると考えられるので、今後の実施状況の持続的な検証を期待したい。	ご指摘の取組について継続的に実施していくとともに、取組の効果についても、調達改善計画の自己評価等の機会を通じて確認して参ります。